ID:　357
担当部署:　上下水道部 下水道課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市下水道条例　第11条第1項
例規番号	昭和38年条例第1号

【根拠条文】

（使用料の徴収）

第11条　市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2　前項の使用料は、毎使用期、その使用期における公共下水道の使用について集金又は納額告知書により徴収する。

3　使用料は、毎年次の6期に分け、毎期末の翌月までに納入しなければならない。第1期4、5月　第2期6、7月　第3期8、9月　第4期10、11月　第5期12、1月　第6期2、3月

4　第2項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、その他市長が必要と認めたときに行う。

【基準】

根拠条文、第12条及び芦屋市下水道条例施行規則第10条の2の規定による。

（使用料の算定方法）

第12条　使用料の額は、毎使用期において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額並びにその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額の合計額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

種別	基本使用料	超過使用料（1立方メートルにつき）
一般用	1使用期 20立方メートル以下 1,060円	20立方メートルを超え40立方メートル以下の分　82円 40立方メートルを超え60立方メートル以下の分　110円 60立方メートルを超え80立方メートル以下の分　140円 80立方メートルを超え100立方メートル以下の分　167円 100立方メートルを超え500立方メートル以下の分　181円 500立方メートルを超える分　188円
公衆浴場用	1使用期 1立方メートルにつき　29円	

2　使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。

（1）　水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置

を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して、市長が認定する。

(2)　井戸その他の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3)　氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用期、その使用期に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用期の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長はその申告書の記載を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(特別な場合における使用料等)

第10条の2　月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は使用を中止した場合における条例第12条第1項に定める基本使用料は、次のとおりとする。

(1)　使用日数が15日以内の場合は、4分の1とする。

(2)　使用日数が15日を超え1月以内の場合は、2分の1とする。

(3)　使用日数が1月を超え1．5月以内の場合は、4分の3とする。

(4)　使用日数が1．5月を超える場合は、1使用期とみなす。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	年　　月　　日